

## 「措置評価委員会規則」の一部改正について

### I. 改正趣旨

措置評価委員会において業界実務を理解した議論を確保するべく、清算参加者の役員又は従業員のうちで諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者を委員に含めることとし、「措置評価委員会規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

### II. 改正概要

- ・ 措置評価委員会の委員について、清算参加者の常務に従事する役員又は従業員で、諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者を含める。
- ・ 措置評価委員会の会務を掌理する立場として委員長を置く。

(備 考)

- ・ 措置評価委員会規則第4条
- ・ 措置評価委員会規則第5条

### III. 施行日

2017年6月21日から施行する。

以 上

## 措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(諮問事項)</p> <p>第3条 当社は、<u>清算参加者(業務方法書第5条第2項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格若しくはFX清算資格、CDS業務方法書第2条第60号に規定するCDS清算資格、金利スワップ業務方法書第2条第12号に規定する金利スワップ清算資格又は国債店頭取引業務方法書第5条第2項に規定する国債店頭取引清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者をいう。以下同じ。)</u>に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第3条 当社は、<u>清算参加者に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>措置評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。ただし、措置評価委員会の委員のうちの過半数は、第2号に該当する者(以下「清算参加者外委員」という。)でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>清算参加者の常務に従事する役員又は従業員で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者</u></p> <p>(2) <u>清算参加者の常務に従事する役員又は従業員以外の者で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者</u></p> <p>3 <u>措置評価委員会の委員の構成が前項ただし書に定める要件に該当しなくなった場合には、取締役社長は、遅滞なく、清算参加者外委員のうちから、新たに委員を委嘱するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>措置評価委員会の委員は、<u>清算参加者の役員又は従業員以外で前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有するもの</u>のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(委員長)</p> <p>第5条 <u>措置評価委員会には委員長を置く。</u></p>	<p>(新設)</p>

2 委員長は、清算参加者外委員のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 委員長が欠け又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第6条 措置評価委員会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役会決議により招集することを妨げない。

(開催の方法)

第7条 措置評価委員会は、取締役社長又は取締役会が必要と認めるときは、電話その他の方法により会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。

2 措置評価委員会は、取締役社長又は取締役会が必要と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

(決議の方法)

第8条 (略)

2 措置評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 (略)

(事情聴取)

第9条 (略)

(委員の秘密保持)

第10条 (略)

付 則

この改正規定は、平成29年6月21日から施行する。

(委員会の招集)

第5条 措置評価委員会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役会決議により招集することも妨げない。

(開催の方法)

第6条 措置評価委員会は、取締役社長若しくは取締役会が必要と認めるときは、電話その他の方法により会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。

2 措置評価委員会は、取締役社長若しくは取締役会が必要と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

(決議の方法)

第7条 (略)

2 措置評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 (略)

(事情聴取)

第8条 (略)

(委員の秘密保持)

第9条 (略)